

# 大阪狭山市メディカルケアステーション(MCS)の運用に係るQ&A集

## MCS の運用について

### 【運用の考え方】

- ・MCS利用者は事業所代表より、利用申込書(MCS で登録しているのメールアドレス)を市へ提出するものとする。
- ・MCS利用者はシステム利用の公表をすることにより円滑な情報共有運用へつながることや市からの情報提供等に活用されるものとする。

## MCS の運用にかかるQ&A

### Q1:既にMCSを利用している。新たに市への利用申請が必要か。また、利用申請することのメリットは何か。

A1:現在 MCS で登録しているメールアドレスを市へ申請することで市からの情報提供を受けとることができます。

- ・システムを利用している事業所として市ホームページに掲載されることから関係機関との連携する際の利用手段として円滑な開始につながります。

### Q2:市へ申請手続きをすることで、市はどのような管理をすることになるのか。

A2:このシステムは市が管理者として、市内で登録されている施設ユーザー数・登録施設の運用されている患者投稿総数等の月別統計・運用されている自由グループ数、職種別登録状況等の把握をするものであり、MCS ユーザー個人の運用状況を把握するものではありません。

### Q3:申請した後、職員の異動や退職等があった場合はその都度、申請が必要か。

A3:特に申請の必要はありません。大阪狭山市 MCS 運用規程第8条(MCS 管理者の責務)(5)のとおり、事業所の責任者により設置された MCS 管理者が事業所内スタッフ登録及び削除をすることになります。ただし、新規に登録する場合は利用申込書または登録申込書を提出してください。

### Q4:登録するのに顔写真が必要なのか。

A4:顔写真があれば、誰からの発信なのか、よりわかりやすくなります。エンブレース株式会社の「MCS 運用管理規程」(第1版 2021年6月1日作成)において利用アカウントの信頼性を確保することの推奨として「登録後、利用者個人のプロフィール・顔写真を設定する」ことが人的、組織的対策項目内に推奨事項として明記されています。プロフィール画像を設定しない場合は連携している職種がわかるような設定をお願いいたします。

**Q5:患者の登録はどの職種が行っても良いのか。**

A5:患者情報を有している事業所等が「連携元事業所」となることで、医療機関、介護事業所の所属する職種のいずれも可能です。また、運用規程では「連携元事業所」が患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行うとしています。患者に個人情報の使用同意について、十分な説明を行い、「在宅療養(医療)の開始にあたって」を取り交わして、情報共有連携を始めてください。運用にあたって情報共有する個人情報には取扱に充分注意してください。

**Q6:登録する患者(連携したい患者)の条件や制限はあるのか。**

A7:患者グループを立ち上げるにあたり、対象者の条件や制限はありません。システムを利用する医療介護関係の多職種が相談・報告などの連携する必要があると思われる方を登録して、運用していただくことになります。患者の同意書は「在宅医療(医療)の開始にあたって」となっており、基本的には在宅医療を必要とする患者を想定しておりますが、多職種で情報共有することが望ましいと思われる認知症を含む疾患等で通院している患者や生活状況把握の困難な独居者なども活用していただけます。

**Q7:連携事業所は市内だけでなく、市外も登録可能なのか。**

A7:市外事業所については市への登録は必要ありません。患者によっては介護サービス利用事業所が市外の場合も多くあると考えられます。他市の医療関係者及び介護関係者、在宅療養に関する多職種の支援者は患者グループを立ち上げた連携元事業所の MCS 管理者の判断もと、招待を受けてください。

**Q8:市への利用申込書を提出したが、事業所としての参加を辞退する場合はどうしたらいいか？**

A8:高齢者福祉グループにメール、電話等でお知らせください。市ホームページでの公示を削除します。